

「工事調整会議（三者会議）」実施要領

1. 工事調整会議（三者会議）の目的

青森県が発注する工事において、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者へ的確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される工事調整会議（三者会議）（以下、「三者会議」という。）の実施要領を定めるものである。

2. 「三者会議」の対象工事

対象工事は、補助・県単を問わず、以下に該当する工事で発注者が必要と判断した工事とする。

- ①重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、函渠、擁壁、樋門樋管、堰堤、ダム等）
- ②軟弱地盤対策工事
- ③地すべり及び斜面对策工事
- ④指定仮設を含む工事
- ⑤新技術・新工法を用いて設計した工事

※上記以外の工事であっても、発注者が必要と認める工事については対象とする。

また、設計図書等に疑義が生じた場合、受注者は会議の開催について監督員と協議することができる。

3. 「三者会議」の構成

- ①発注者・・・監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員等）
- ②設計者・・・詳細設計を実施したコンサルタントの管理技術者、担当技術者等
- ③施工者・・・現場代理人、監理技術者・主任技術者等

※必要に応じて、測量及び地質調査業者も構成員とすることができる。

※必要に応じて、工事に関係するメーカーや専門業者も構成員とすることができる。

4. 「三者会議」の運営

（1）「三者会議」の主宰

工事の発注担当課長（総括監督員）とする。（主任監督員でも可、工事内容で適宜判断する。）

（2）開催時期等

- ①**発注者**は、開催時期を調整したうえで設計者及び施工者に対し開催日、開催場所等を通知するものとする。また、事前に設計者・施工者から問題点等が提示された場合は、それらについて整理を行い、必要に応じてあらかじめ設計者・施工者に通知することとする。その他に発注者の立場から見た問題点等がある場合は、

「三者会議」に提示するものとする。

- ②**設計者**は、当該工事に係る詳細設計成果と照査報告書等により、設計意図及び施工段階における留意点等を説明するとともに、設計成果に関する疑問点等に回答するものとする。また、事前に発注者・施工者から問題点等が提示された場合は、当該事項について内容の検討・整理を行い、回答を用意して会議に臨むものとする。

※問題点等については、既存の成果品の内容に関するものであり、新たな技術提案を求めるものではない。

- ③**施工者**は、設計図書の照査及び現地調査等を実施し、「三者会議」で検討する問題点等を事前に発注者に提示するものとする。

(3) 検討対象事項

- ①設計意図に関する事項
- ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に関する事項
- ③土木工事共通仕様書第1編1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項
- ④その他、設計・施工に関する事項

(4) 経費の負担

「三者会議」開催に係る経費は、発注者が負担する。

- ・施工者…計上しない（工事打ち合わせに該当）
- ・設計者…別に定める方法により、契約締結を行う。

(5) その他

- ①契約締結

発注者は、「三者会議」の開催までに、詳細設計を実施したコンサルタントと業務契約を締結するものとする。

- ②会議結果のとりまとめ

会議で打ち合わせた内容は、設計者が「様式-1（工事調整記録簿）」によりとりまとめ、三者で確認するものとする。

- ③特記仕様書への記載

工事発注時点で工事調整会議を行う予定の場合は、あらかじめ特記仕様書へ記載する。（※別紙参照）

5. 経費の算定

設計者と契約締結する経費の算定は、以下のとおりとする。

- ①契約方法

随意契約とする。

〔根拠法令〕青森県財務規則第147条第1項第6号（委託契約額が100万円以下）

〔随契理由〕別紙参照

②必要経費の算定

設計者と契約締結する経費の算定は、以下のとおりとする。

○直接人件費

| 業務種別 | 技術者の職種 | 人数及び回数 |
|----------|------------------|-----------|
| 設計業務 | 主任技師 技師（A） | 各 0.5 人／回 |
| 地質土質調査業務 | 主任地質調査員 地質調査員 | 各 0.5 人／回 |
| 測量業務 | 測量主任技師 測量技師 | 各 0.5 人／回 |

○直接経費（旅費交通費）

旅費交通費は、「設計業務等標準積算基準（同参考資料）」によるものとする。
往復旅行時間にかかる基準日額を計上する。

○その他原価

その他原価は、「設計業務等標準積算基準（同参考資料）第3編第1章土木設計業務等積算基準」によるものとする。

○一般管理費

一般管理費は、「設計業務等標準積算基準（同参考資料）第3編第1章土木設計業務等積算基準」によるものとする。

6. 結果報告（フォローアップ）

発注者は業務終了後、設計者及び施工者に対して様式-2により執行結果を整備企画課技術管理グループへ報告させること。併せて、発注者の執行結果も様式-2により整備企画課技術管理グループへ報告すること。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。